

# 山口県報

令和5年  
6月16日  
(金曜日)

## 目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) ..... 三

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) ..... 三

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意 (農林水産政策課) ..... 三

○公告

特別保護地区の指定の案の縦覧 (自然保護課) ..... 三

家畜商講習会の開催 (ぶちうまやまぐち推進課) ..... 五

公共測量の実施 (監理課) ..... 五

公共測量の実施の終了 (監理課) ..... 六

○公安委公告

一般競争入札の実施 ..... 六

○企業局告示

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 ..... 七



## 山口県告示第百八十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年六月十六日から同年七月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 UBE株式会社

住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

### 二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 UBE株式会社生産・技術本部宇部ケミカル工場東地区

所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇

### 三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十四号の化学肥料製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第四十一号の香料製造業の用に供する洗浄施設、同表第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設、同表第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設、同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設、同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令 (平成十一年政令第四百三十三号) 別表第二第十五号の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

| No. 7<br>排水口 | No. 6<br>排水口 | No. 3<br>排水口 | No. 2<br>排水口 | No. 1<br>排水口 | 排水口      | 項目  |                              |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|-----|------------------------------|
|              |              |              |              |              |          | 変更後 | 変更前                          |
| 〃            | 八・三          | 〃            | 〃            | 〃            | 七・四      | 通   | 水素イオン濃度<br>(水素指数)            |
| 〃            | 〃            | 〃            | 〃            | 〃            | 九(六)     | 常   | 最大                           |
| 〃            | 三・一          | 〃            | 〃            | 〃            | 一〇・九     | 通   | 化学的酸素要求量<br>(mg/l)           |
| 〃            | 〃            | 〃            | 〃            | 〃            | 二〇       | 常   | 最大                           |
| 〃            | 〃            | 四・五          | 〃            | 〃            | 一五・九     | 通   | 浮遊物質<br>(mg/l)               |
| 〃            | 〃            | 七            | 〃            | 〃            | 一二       | 常   | 最大                           |
| 〃            | 〃            | 〃            | 〃            | 〃            | 二五       | 通   | 鉍油類<br>(mg/l)                |
| 〃            | 〃            | 〃            | 〃            | 〃            | 二・五      | 常   | 最大                           |
| 〃            | 〃            | 〃            | 〃            | 〃            | 一五       | 通   | 窒素<br>(mg/l)                 |
| 〃            | 〃            | 〇・六          | 〇・七          | 〇・六九         | 〇・六九     | 常   | 最大                           |
| 〃            | 〃            | 三            | 〃            | 六            | 五        | 通   | リン<br>(mg/l)                 |
| 〃            | 〇・〇六         | 〃            | 〃            | 〇・〇五         | 〇・〇六     | 常   | 最大                           |
| 〃            | 〃            | 〃            | 〃            | 〇・二          | 〃        | 通   | 排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) |
| 〃            | 六四八、〇〇〇      | 〃            | 〃            | 四二、二九九・九     | 五〇、二九九・九 | 常   | 最大                           |
| 〃            | 六四八、〇〇〇      | 〃            | 〃            | 四四、五四一       | 五二、五四一   | 最   | 大                            |

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

| 中和装置   |        |        |        | 種<br>類            | 項目  |     |     |     |
|--------|--------|--------|--------|-------------------|-----|-----|-----|-----|
| 処理後    |        | 処理前    |        |                   | 通   | 常   | 最   | 大   |
| 変更後    | 変更前    | 変更後    | 変更前    | 水素イオン濃度<br>(水素指数) |     |     |     |     |
| 〃      | 七・五    | 〃      | 六・五    | 〃                 | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   |
| 九(六)   | 八(五)   | 六(五)   | 七(五)   | 〃                 | 三・五 | 四・四 | 二・五 | 二・五 |
| 〃      | 〃      | 〃      | 〃      | 〃                 | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   |
| 一五     | 四・四    | 一五     | 四・四    | 〃                 | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   |
| 〃      | 〃      | 〃      | 〃      | 〃                 | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   |
| 二五     | 二・五    | 二・五    | 二・五    | 〃                 | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   |
| 二・五    | 検出せず   | 二・五    | 検出せず   | 〃                 | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   |
| 〇・七    | 〇・六九   | 〇・七    | 〇・六九   | 〃                 | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   |
| 六      | 一・七    | 六      | 一・七    | 〃                 | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   |
| 〃      | 〃      | 〃      | 〃      | 〃                 | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   |
| 〃      | 〃      | 〃      | 〃      | 〃                 | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   |
| 一八、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一八、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 〃                 | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   |
| 二〇、〇〇〇 | 一二、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 一二、〇〇〇 | 〃                 | 〃   | 〃   | 〃   | 〃   |

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| No. 10<br>排水口 |                   | 変更前 | 変更後  |
|---------------|-------------------|-----|------|
| 〃             | 七・五               | 〃   | 〃    |
| 〃             | 四・六               | 〃   | 二〇   |
| 〃             | 一三                | 〃   | 〃    |
| 〃             | 〃                 | 〃   | 〃    |
| 〃             | 五・八               | 〃   | 〃    |
| 〃             | 二二三               | 〃   | 〇・二二 |
| 〃             | 二七七、七二一・六八五、三二六・四 | 〃   | 〃    |

**山口県告示第百八十九号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

| 名 称         | 所 在 地           | 廃 止 年 月 日 |
|-------------|-----------------|-----------|
| 山陽小野田市急患診療所 | 山陽小野田市大字東高泊一九四七 | 令和五、三、三一  |
| 楊井歯科医院      | 岩国市錦町広瀬六六七八     | 〃         |
| 森本歯科医院      | 光市光井三丁目一番二一     | 〃         |
| しのだ薬局       | 宇部市大字東須恵七五一の二〇  | 〃         |

| 指定訪問看護事業者等<br>の主たる事務所の所在地     | 訪問看護ステーション等の所在地        | 廃止年月日    |
|-------------------------------|------------------------|----------|
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台四丁目六 | ニチイケアセンター西岐波訪問看護ステーション | 令和五、三、三一 |
| 株式会社メデイア<br>神戸市須磨区弥栄三丁目一五     | 訪問ステーションとてとてと岩国        | 〃        |
|                               | 岩国市麻里布町三丁目一六番二二        | 〃        |

**山口県告示第百九十号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

| 名 称         | 所 在 地         | 指 定 年 月 日 |
|-------------|---------------|-----------|
| 恩田ホームクリニック  | 宇部市草江二丁目一番四五号 | 令和五、五、一   |
| ふかみつ乳腺クリニック | 寿町三丁目四番二四号    | 〃         |
| ひなた薬局       | 草江二丁目一番四四号    | 〃         |

**山口県告示第百九十一号**

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和五年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

| 区 域     | 区 分    |
|---------|--------|
| 白木、森野区域 | 船びき網漁業 |



**(一一二) 特別保護地区の指定の案の縦覧**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和五年六月十六日  
山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 特別保護地区の名称  
松岳山鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域  
松岳山鳥獣保護区の区域（面積 四八ヘクタール）
- 三 特別保護地区の存続期間  
令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案  
(一) 特別保護地区の区分  
身近な鳥獣生息地  
(二) 指定の目的  
当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、メジロ、ウグイス、キビタキ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。
- 五 縦覧の期間  
令和五年六月十六日から同月二十九日まで
- 六 縦覧の場所  
山口県美祢農林水産事務所
- 一 特別保護地区の名称  
東行庵鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域  
東行庵鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 五ヘクタール）
- 三 特別保護地区の存続期間  
令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案  
(一) 特別保護地区の区分  
身近な鳥獣生息地  
(二) 指定の目的  
当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、カラビワ、メジロ、ツバメ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

四

- 一 特別保護地区の名称  
平原鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域  
平原鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 三〇ヘクタール）
- 三 特別保護地区の存続期間  
令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案  
(一) 特別保護地区の区分  
森林鳥獣生息地  
(二) 指定の目的  
当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、メジロ、ヤマガラ、ウグイス等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。
- 五 縦覧の期間  
令和五年六月十六日から同月二十九日まで
- 六 縦覧の場所  
山口県下関農林事務所
- 一 特別保護地区の名称  
小野鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域  
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

|   |   |     |
|---|---|-----|
|   |   |     |
| 科 | 目   | 時 間 |
|   | <p>三 小野鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 五九ヘクタール)<br/>特別保護地区の存続期間<br/>令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで</p> <p>四 特別保護地区の保護に関する指針の案<br/>特別保護地区の区分<br/>集団渡来地</p> <p>(一) 指定の目的<br/>当該区域は、オシドリをはじめとする多くの鳥類が越冬のため渡来する小野湖を有し、鳥類の休息地として特に良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。</p> <p>五 縦覧の期間<br/>令和五年六月十六日から同月二十九日まで</p> <p>六 縦覧の場所<br/>山口県美祢農林水産事務所<br/>〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県美祢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>(一三) 家畜商講習会の開催<br/>家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。<br/>令和五年六月十六日<br/>山口県知事 村岡 嗣 政</p> <p>一 講習の対象となる者<br/>家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者</p> <p>二 講習会の日時及び場所<br/>(一) 日時 令和五年七月二十七日(木曜日)及び同月二十八日(金曜日)の午前九時から午後五時まで<br/>(二) 場所 防府市牟礼一〇三二八 山口県農林総合技術センター教育棟第二教室</p> <p>三 講習の科目及び時間</p> |     |

|                |   |   |             |  |           |   |                |   |
|----------------|---|---|-------------|--|-----------|---|----------------|---|
|                |   |   |             |  |           |   |                |   |
|                | <p>四 受講の手続<br/>講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百八十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)を貼って、県内に居住する者にあつてはその者の住所を所管する農林水産事務所又は農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―)山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課に提出すること。</p> <p>五 受講願書の提出期限<br/>令和五年七月六日(木曜日)</p> <p>六 その他<br/>この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課(電話〇八三―九三三―三五五六)又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所の畜産部にすること。</p> <p>(二一四) 公共測量の実施<br/>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。<br/>令和五年六月十六日<br/>山口県知事 村岡 嗣 政</p> <p>一 作業の種類<br/>公共測量(車載写真レーザ測量)</p> <p>二 作業の地域<br/>下関市、山口市、下松市、岩国市、周南市</p> <p>三 作業の期間<br/>令和五年五月八日から同年十二月二十二日まで</p> | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">家畜の取引に関する法令</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>家畜の品種及び特徴</td> <td style="text-align: center;">四</td> </tr> <tr> <td>家畜の悪癖、機能障害及び疾病</td> <td style="text-align: center;">六</td> </tr> </table> | 家畜の取引に関する法令 |  | 家畜の品種及び特徴 | 四 | 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 | 六 |
| 家畜の取引に関する法令    |   |   |             |  |           |   |                |   |
| 家畜の品種及び特徴      | 四   |   |             |  |           |   |                |   |
| 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 | 六   |   |             |  |           |   |                |   |

(一一五) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和五年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量及び水準測量)

二 作業の地域

防府市大字上右田

三 作業の期間

令和五年三月十日から同月三十一日まで



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和五年六月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

初動捜査支援システム 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

令和六年三月一日から令和九年二月二十八日までの間

(四) 使用場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第百七十九号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和五年山口県告示第四十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和五年六月十六日から同年七月二十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部刑事部捜査支援分析課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和五年七月二十六日午後五時(入札書を持参する場合は、令和五年七月二十七日午後一時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

- (一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県警察本部五階 刑事部会議室
- (二) 日時 令和五年七月二十七日午後一時三十分
- 七 入札保証金 免除する。
- 八 無効入札 次のにずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (一) 入札参加資格のない者がした入札
  - (二) 記名のない入札
  - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
  - (一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政
  - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (三) 契約書の作成の要否 要
  - (四) 契約保証金 免除する。
  - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和五年七月十日午後五時までに、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。
  - (六) 詳細については、山口県警察本部刑事部捜査支援分析課(電話〇八三一九三三三〇一一〇)に問い合わせること。
- 十一 Summary
  - (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
  - (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of initial investigation support system

- (3) Period of use: From March 1, 2024 to February 28, 2027
- (4) Place of use: Places specified separately
- (5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Investigative Support And Analysis Division, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
- (6) Deadline for tender submission: 5:00 P.M. July 26, 2023 (If brought in person: 1:30 P.M. July 27, 2023)



山口県企業局告示第一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六十七条の五第一項の規定により、木屋川工業用水道二条化事業送水管布設(上大野送水管) 工事(第二工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和五年六月十六日

山口県公営企業管理者 弘 田 隆 彦

- 一 木屋川工業用水道二条化事業送水管布設(上大野送水管) 工事(第二工区)
  - (一) 工事場所 下関市菊川町大字上大野字大野原から同大字字上ノ原までの間
  - (二) 工事の概要

| 工             | 法 | 延 長      |
|---------------|---|----------|
| 泥 濃 式 推 進 工 法 |   | 三二六四メートル |

- 二 経営規模等入札参加資格 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。
  - (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示

示(令和四年山口県告示第三百六十五号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業及び水道施設工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同事業者の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 告示二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が水道施設工事のA等級であること。

2 令和五年六月十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が千以上であり、かつ、水道施設工事の数値が七百以上であること。

(三) 共同事業者の代表者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 告示二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が水道施設工事のA等級であること。

2 土木一式工事及び水道施設工事について総合評定値の通知を受けていること。

### 三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同事業者競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同事業者競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同事業者協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和五年六月十六日から同年七月七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知

電子入札システムを使用して令和五年八月一日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県企業局西部利水事務所(電話〇八三一二八七―一二二二)にすること。